









57号倉庫外壁足場設置

業務隊長	管理科長	管理科係	設備課長	工事企画係長	施設管理	管財	設計者
							
件名	57号倉庫外壁足場設置						
図面名称	表紙						
縮尺	—	図面番号	1 / 2	作成年月日	令和5年7月6日		
陸上自衛隊 湯布院駐屯地業務隊 管理科							

仕 様 書

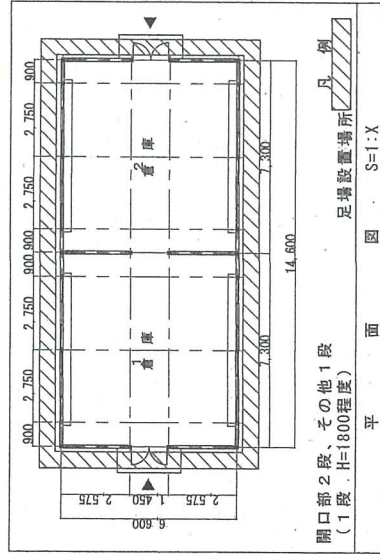
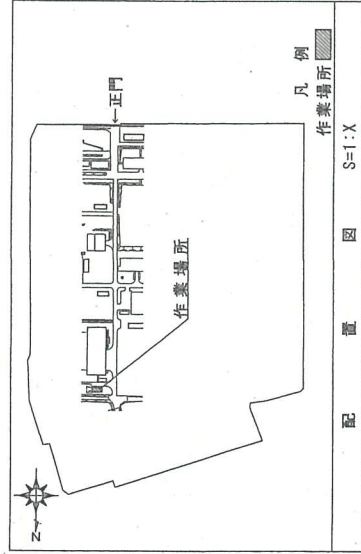
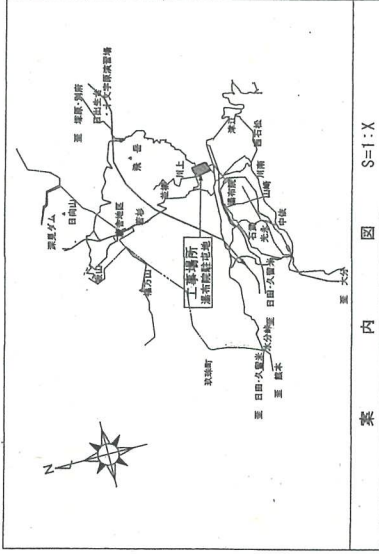
- 1 件 名 : 57号倉庫外壁足場設置
- 2 場 所 : 大分県由布市湯布院町川上941 陸上自衛隊 湯布院駐屯地
- 3 概 要 : 57号倉庫四方外壁足場設置及び解体 1式(4面)

4 一般事項 :

- (1) 本役務は、本特記仕様書及び本設計図によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築工事標準仕様書」「公共建築改修工事標準仕様書」及び関係諸法に基づき実施する。
- (2) 本役務は、仕様書その他、関係諸法規を遵守し、実施するものとする。
- (3) 写真等は、作業前・作業後・主要な施工段階毎及び監督官の指示する箇所を撮影(デジタルカメラ可)し、工事用写真帳に整理し、1部提出する。尚、写真テープについては、消失及び情報流出させないよう厳重に管理する。
- (4) 本役務の実施にあたり、駐屯地の電気、給排水は使用しないものとする。
- (5) 本役務の実施において、他の箇所に汚損又は破損等を及ぼした場合は、速やかに監督官に報告するとともに請負者の責任において速やかに現状復旧するものとする。
- (6) 本役務の実施中の安全管理には十分留意し、事故等が発生しないよう万全を期す。また、隊員もしくは部外者に損管を与えた場合、請負者が補償、賠償の責を負うものとする。
- (7) 本役務に際し、取り扱い上及び技術的に当然すべき事項については、請負業者の責任において施工するものとする。また、本仕様書及び役務に際し疑義を生じた場合は、監督官と協議した後、実施する。
- (8) 本役務の実施中の安全確保には十分留意して現場管理を行うと共に、火災等災害及び事故の防止に努める。
- (9) 本役務の施工に伴う駐屯地及び建物等施設への立入り、その他制限事項等は、当駐屯地の諸規則に従うこととし、必要の都度監督官から指示する。
- (10) 請負業者は請負契約後すみやかに計画工程表及びその他監督官が指示した書類を監督官に提出すること。
- (11) 請負業者は、役務完了後すみやかに実施工程表、役務写真、その他監督官が指示する書類各1部を工期内に提出するものとする。
- (12) 完成検査は、役務完了後及び全ての書類提出をもって工期内に実施するものとする。

5 特記事項 :

- (1) 事前に作業計画書を作成し監督官の承認を得るものとする。
- (2) 役務実施日は、事前に監督官と打ち合わせするものとする。
- (3) 足場は、幅600mm程度のくさび緊結式足場(手摺先行、本足場)とし、昇降階段を4箇所設置する。
- (4) GL+1, 800mm以上の足場には交差筋交い、手摺等を設置し、転落防止処置をすること。また、足場の妻面及び昇降階段の妻面にも手摺等の転落防止の処置を実施すること。
- (5) 足場の脚部には設置面の状況に応じて、敷板又は敷盤等を設置し安定性を確保すること。
- (6) 足場設置は壁当て、火打ち材及び控え等により足場の倒れ防止を図ること。
- (7) 足場の設置に際して、建物出入口(東西2箇所)に開口部を設け、建物への出入りを可能にすること。
- (8) 足場の設置に際して、長手側軒先と妻側母屋及び棟木の補修が可能な作業床(4面)を設けること。
- (9) 足場の設置に際して、長手方向の棟木、母屋の上部概ね1,000mmの位置に3~5力所綱を設けること。
- (10) 役務の実施に当たって、足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者を選任し、修了証の写しを提出すること。
- (11) その他足場設置・解体に際し、必要事項は監督官と協議したのち作業を実施すること。



件 名	57号倉庫外壁足場設置		
図面名称	仕様書・案内図・配置図・平面図		
縮 尺	図 示	図面番号	1 / 2
		作成年月日	令和5年7月6日
陸上自衛隊 湯布院駐屯地業務隊 管理科			